第1回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日時:平成28年1月27日(水)13:30~15:30

場所:遊佐町役場 202 会議室

出席:小野寺きぬ子委員、本間正明委員、髙橋和久委員、佐藤仁委員、

畠中裕之委員、時田一紀委員 委員6人

事務局:企画課 池田課長、髙橋課長補佐、佐藤主任 計9人

- 1. 開 会
- 2. 委嘱状交付
- 3. 町長挨拶
- ■時田町長:月末の大変お忙しい中をご参集いただき感謝申し上げる。今、町では、にかほ市、由利本荘市、酒田市と共に鳥海山・飛島ジオパークへの取り組みを行っている。その中でも我が町は湧水に恵まれた大変豊かな地域だと、アドバイザーであります大学の先生からよく言われる事である。湧水の保全に向けた取り組みの条例化をして3年経過するが、皆様には前回から委員をお引き受けいただき、ありがたく思う。国においては水循環基本法が成立はしたが、その次の取り組み、各県への計画の策定、そして各市町村へ策定等と次のステップへまだ踏み出していない状況にある。ただ法律をつくっただけで収まるものではなく、それぞれの県とか全国の市町村にそれらの計画をつくりなさいよというところまで進んでいかないとなかなか大きな問題、特に水に関しては難しいところもあると思う。委員の皆様には大いなるご活躍、そして提言戴くようにお願いを申し上げ挨拶とさせていただく。
- 4. 会長、副会長の互選
- □互選により、会長に畠中委員、副会長に時田委員を選任した。
- 5. 会長挨拶
- ■畠中会長:足もとの悪い中ご参集いただきありがとうございます。いろいろステップを踏みながら、時には非常に厄介な議案を審議することもある。20年後30年後に振り返ってみて、あの時こういう議論をして本当に良かったと思えるようなそういう会、そういう町にしていきたいと思う。2年間よろしくお願いする。
- 6. 議事録署名委員の指名
- □畠中会長が、本間委員、佐藤委員を指名。
- 7. 協議
- (1) 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の概要について
- (2) 水循環保全計画等について
- (3) 指定区域内における土地取引等の状況について
- (4) 臂曲地区岩石採取事業監理委員会の状況について
- (5) 水循環遺産の指定について
- ■髙橋補佐(一括説明): それでは私から(1) から順に説明させていただく。資料1 の遊佐町の健全な水循環を保全するための条例。ここでは2頁の(4) 予防原則と いうところが、通常聞き慣れない内容。2行目あたりから科学的証拠が欠如してい

ることをもって対策を遅らせる理由とはしないと、つまり水循環に影響のある工事、 開発行為、こういったことが必ずしも科学的に影響があると証明されなくても、そ の恐れがあるということで、予防原則に基づいて規制措置を講ずるべきであるとい う考え方が根底にあるとゆうこと。それから7条で遊佐町水循環保全計画を策定す るということで資料4がそれである。これについては後ほど説明させていただく。 それから8条では水源保護地域の指定。これは主に水道水を地下水から汲んで使用 しているところ一帯を指定しており、かなり厳しい規制を設けている。9条の水源 涵養保全地域の指定については、森林の水源を涵養する、つまり森が水を浄化する、 若しくは天然のダムであるという考え方から森を守るという意味での視点、これに よって地下水も守るというエリアである。12条に水源保護地域における井戸設置の 規制。ここには水道水に影響があるため、井戸を設置しないようにというようなこ と。それから地下水に影響を及ぼすような事業は行わないように規制を設けている のが13条以降。開発行為等については事前協議を行うことになっている。23条の 事業監理協議会の設置。具体的には現在臂曲地区で岩石採取をやっているが、この 岩石採取に対して事業監理委員会を設けており、町、県、事業者、それから地元の 方々、農業団体等を構成メンバーとしている。26条については遊佐町水循環遺産の 指定。地下水だけでなくて河川、そういった自然現象景観等について、後世に残す べき自然環境、そういったものを水循環遺産として指定することができるというこ と。それから次の27条。これは町が指定した区域内の土地については、買い取り の申出があったときには取得する事ができるということになっている。29条が本日 お集まりいただきました、遊佐町水循環審議会、この委員の皆様の組織、それから 所掌事項について記載してある。

資料2の施行規則は条例を補完する意味でさらに細かく記載した内容。

それから資料 3 は、遊佐町の条例と同じように若干早い時期に山形県水資源保全条例も制定してあり、やはり水資源、地下水脈等の保全という目的や水循環の健全な保全ということで共通している。保全地域についても次のカラーの頁を開いていただくと分かるが、四区域が県の指定と町の指定が全く同じ水資源の保全地域として指定されている。この関係から土地の売買等については県の方に届出てもらい、町の方へは開発行為の事前届出を行うことになっている。開発行為は町、土地の移動については県、というふうに事務分担をしているような状況。

資料 4、水循環保全計画。この計画についても委員の皆様から十分ご審議いただいたうえでの計画策定ということで、25年の12月27日に制定している。ここではさらに水循環保全の考え方を掘り下げて町の取り組みについて記載している。4頁の(5)に条例に基づく保全地域の指定、5頁にも水源保護地域の指定ということが記載されており、条例と規則の中身を網羅した形で記載されてある。それから6頁の中段から7番の水循環遺産の保全及び活用に関する取り組みについて記載されてい

資料5は、条例等が発布されて以降、指定区域内における土地の取引について。県の方に届け出があると、必ず県の方から届出について町の意見を伺いたいということで文書で照会がある。届出はこれまで5件。1件目については26年9月2日、契

る。

約の2か月前に届出をしなければならないが、契約日が11月2日ですので、ちょ うど2か月前の届出。町としては利用目的が杉の植林を行うのだということなので、 問題なしで回答している。次から契約日のところが網掛けになっているが、これに ついては届出があった日にはすでに契約を完了していたということで、契約の2か 月前の届出がなされていないという状況。特に3件目、4件目、5件目については、 個人が事業者に売却したという案件。売る方が届出をしなければならないのだが、 その個人が届出の義務を知らなかったとのこと。ただ当然事業者には、これまでの 町の条例、それから水循環保全の取り組みについて事あるごとに通知して周知等を 図っているので、いくら事業者側に届出義務がないとしても、事業所は契約を急が ず売主に届出を出させるべきではないかということで、県から個人の方に文書指導 をするとともに事業所には町の方から、こういった事は今後ないようにしていただ きたいと、売り手の方に必ず契約前に届出を出させてくださいとお願いしている。 また、開発行為については、条例が敷かれてからまだ1件も正式な届出はない。こ こに記載しているのが、事前の打ち合わせの申し出がありまして、実際の届出につ いては28年度中に行う予定とのこと。場所は、小野曽地内に高圧の送電線が走っ ているが、その鉄塔の移設をしたいという事だった。国定公園の区域内であるとい う事、それから森林の整備計画の区域内であるということをお伝えしている。臂曲 の岩石採取については、条例が敷かれる前に許可になっている事業であるので、3 年間の認可期間が終えた後にもし事業を改めて行いたいとなれば、開発行為として 事前協議の届出を出さなければならないことになっている。

続いて資料6。その臂曲地区の岩石採取事業における、条例で定められた監理委員 会について。26年度から第1回目を開催しており、これまで6回開催した。主な内 容としては、採取計画の確認、それから雨天時の泥水が流れる対策、それから搬出 車両の交通安全、法面緑化のための植栽について。この4点が毎回話題になってい る。その中で特に課題の多いところを毎回焦点的に説明してもらい、委員から意見 を頂戴している。掘削の状況については、町が毎月1回、現場を見ており、林道と 農道の破損状況、それから現場の320メートルより深いところは掘削しないという 協定に基づいて高度計による確認、それと植栽の生育状況などを確認している。こ の他にも、雨天によって横堰の方に泥水が流入してくるというような通報があった 場合、それから地元の方からいろいろ相談を戴いた時には、早急に現場に赴き状況 の確認をしている。県の方では庄内総合支庁が現場の方に毎週1回、調査員を現場 に派遣し、町と同じような状況を確認している。更に、掘削場所の図面とも照合し 区域外にはみ出ていないかどうか、そういったところもしっかりと確認して戴いて いる。第7回目を今年3月の20日以降に開催し、4月以降、稼働の計画について委 員の皆さんに説明を戴く予定。資料6の2枚目3枚目が掘削して、搬出した数量の 会社からの報告になっている。26年度から27年度の10月までの実績について、監 理委員会に報告されたものをそのままお出ししている。数量については、④はあく までも場外に搬出して利用した分、②については場内にストック運搬した分も含ん でおり、場内ストックした分が二重計上になっているという計算。それから風化岩 については、岩石よりも細かい土砂のことで搬出量のみ記載されてある。搬出量は

少ないが、掘削した所に埋め戻すような形で場内使用しており、その数量についてはなかなか数字には表しづらいとのこと。よって場外搬出量のみ報告を戴いている。続いて、(5)の水循環遺産の指定について。資料を準備してないが、候補地については、しっかり調査をして、その水循環遺産としての指定の必要性、保全の必要性、そういった遺産としての価値などもしっかりと明記した調書を作成して、皆様の方からご審議いただくべきであろうと考えている。ちょうど教育委員会の方で文化財保護条例があり、しっかりとした調査、年代とか、価値をしっかり調査したうえで審議をして、最終的には教育委員会で指定の決定を行うという手続きをとっている。これと同じくらい重きをおいて、町の方でしっかりと調査をして、委員の皆様から十分ご審議いただいて、その審議結果をもとに町長が指定するという形にし、指定に際しては告示行為のような形をとっていきたいと考えている。本日のところは、そういった方向性を提案させて戴きながら、皆さんからこういった場所、若しくはこういった風習、何でも結構ですのでお出し戴ければと考えている。

- ■佐藤委員:資料4の6頁の一番上、水質検査を継続して行いとあるが、これは今やっているのか。
- ■髙橋補佐:平成25年でしたか、岩石採取の現場から湧水が湧き出たということで地下水脈を破ったのではないかと地元の皆様から指摘があり、本当に地下水なのかどうか、2日間にわたって水量、温度、それから水の状況について調査を行った。その結果については、第1回目の監理委員会で報告している。その報告内容について、一つは水温が一定であった事。2日間のうち1日は雨が降っていたにもかかわらず、水温が一定だったという事。しかし、二つ目として水量が一定ではなかったというような事で、雨水が混入すれば当然水温が変わると思われるため、結論が出ていない状況。ただ、雨水による濁りが確認できてないという事から、地下水である可能性が高いという事になっている。その後、会社の方で同じ水が出ているところに器具を設置し、水温と水量のデータを取っている。そのデータを町に戴けるという確認を取っていたつもりでいたが、どうもそこのところがあやふやだったため、会社の方からはまだ提供戴いていない。町の方からは、なるべく早急にデータを開示していただくように、今後とも強くお願いしていきたい。水質検査については行っていないが、今後何らかの変化が発生した場合にすぐに着手できるよう予算については確保しているという状況。
- ■本間委員:確かに協定を結んだ際、そういう内容が出てきた場合には協議をするということでこの監理委員会があるわけだが、その中で水の分析データを取っておきながら出せないというのはちょっとおかしいのではないか。業者が地元関係者と同じ場で話し合うために設けた委員会であるのだから、お互いにデータであれ情報を共有するというのが少なくとも必要なこと。もう一度確実に出してもらうように働きかけるべき。それから先ほどの土地取引の資料5についてだが、売買した場所が臂曲地内とある。これは実際に今、岩石採取をやっている土地につながる場所なのか。それから指定されて線引きなってる区域内のどのあたりなのか。また、土地売買された時に、どの区域に入っているのかどうやってわかるのか。
- ■髙橋補佐: 3番目と4番目については業者名は申し上げられませんが、岩石採取を

今現在行っているずっと下の方に降りてきたところで隣接していないところ。図面では、指定区域の八森・藤井地区。水資源保全地域については、4区域それぞれ字名と地番により指定している。

- ■本間委員:4区域目だけ別に指定したのは、別の制限がかかる区域なのか。
- ■池田課長:すべて同等。時間経過の中で作った地図のためそうなっている。委員から、この部分を加えたらどうかとのご意見を戴き、後で追加指定した部分。すべて条例の網のかかっている指定エリアだということでご理解戴きたい。一点目のご指摘については、全くその通りだと思っている。皆様に資料として付けてないが、協定書の第2条の2号に乙が実施した鳥海山系におけるという、乙というのは遊佐町長です。遊佐町長が実施した鳥海山系における地下水脈等、調査の結果については、白井新田簡易水道水源、農業用水(横堰等への影響)について引き続き委員会で協議を行い、甲はその協議の結果を尊重するものとする。言わば町で調査の結果に基づき一定の影響があるといった説明に対して、事業者からその通りだというふうな返答を引き出せれば、撤退して戴くための交渉事が前進するという場合もある。しかし、なかなかそこは業者の方から協議の俎上に乗っていただいてないというところが実態でありまして、これからも引き続き努力する必要があると思っている。
- ■本間委員:もう一つ、先ほどの説明では個人から業者への売却ということだったが、 個人というのは地元の方ですか。それとも不在地主みたいな所有者なのか。支障な ければお聞きしたい。
- ■髙橋補佐:5件のうち、2件は住所が酒田市と鶴岡市の方、あと1件については町内の方がお売りになったという状況。この場合、買った業者が届出をすることになっていれば比較的スムーズで、届出が事後になるということも回避できる可能性が高いと思われるが、実際は売る方の個人が2か月前に届出をしなければならない。県も同じような条例になっているため、町だけがそういう主張をしてもしようがない。一方、国土利用計画法では、例えば山林だと1万平米以上の取引の際に買った方が2週間以内に事後届出をすることになっている。国土利用計画法は厳しい罰則もあって、業者は間違いなく出してくるが、その図面を見て初めて水循環保全区域にかかっていると判明するということがほとんどである。
- ■畠中会長:今の説明でよろしいか。他に何か意見等ないか。
- ■池田課長:もしよろしければ、(5) についてご意見を戴きたい。12 月議会でもご指摘を受けており、条例に規定する水循環遺産の指定の取り組み、作業はどうなっているかとの質問があった。審議会を開催をして意見を戴き、なるべく早く指定の段取りを組みたいというような答弁をさせて戴いた。具体的な場所を候補地として挙げて戴ければありがたい。
- ■佐藤委員:町として考えているところがあれば、言ってもらった方が話が早く進むのでは。
- ■池田課長:まずは何といっても、横堰を候補として挙げたいと思っている。ただし、 我々は、その歴史なり構築物に対しての専門的な知見を持っていないため、これま でいろんな大会やフォーラム等を開催する中で専門家の方々から戴いたアドバイ スに基づいて述べるものである。そのへんは我々が候補として挙げる根拠の弱いと

ころ。もう一つは釜磯の海底湧水。この2つについては候補地になりうるのではないか。特に、町長の挨拶にもあった鳥海山・飛島ジオパークの認定に向けで、釜磯の海底湧水については、専門家の知見を傾けながら、あるいはジオガイドの養成の中でご意見を戴きながら、案内看板や誘導看板を3月末までに設置する予定。そういう視点でも非常に重要なポイント。この三市一町の取り組みの中で町内第1号の案内看板として力を入れているところ。

- ■髙橋補佐:私も根拠が弱いが、一般的に観光客から注目されている点では丸池様を 挙げてはと考えている。
- ■畠中会長:水循環遺産の指定に関して町の方としてはいつ頃までと考えているのか。 また、指定までのプロセス、毎回こういう形で会議を開くのか、スケジュールのよ うなものがあれば説明戴きたい。
- ■池田課長:非常に大雑把な言い方なるが、1年くらいは最低かかるであろうなと思っている。本来は指定の基準があって、その基準に基づいて皆さんから議論、ご意見を戴くべきかと。今はまだ基準がない中で、こういう観点でというような話をして戴いて、基準作りをしながら候補選定と同時進行でと考えている。まだ次回の審議会の開催日程は固まっていないが、その基準案に盛り込む内容や候補について、今日これからの皆さんのご発言によるところも大きいと思う。今後2回ないし3回くらいは少なくとも審議会を開催しながら固めていきたいなと。最終決定は町長が行うことになる。もう一点、やっぱり広く町民のご意見を伺うという場も必要となって来るのかなと思うので、例えばパブリックコメントなんかも一つの手段として考えている。
- ■畠中会長:皆さんから他に何か候補となるような場所等あれば挙げて戴きたい。
- ■本間委員:水循環遺産というのは一般的なものとは言えないところがある。例えば教育委員会が管轄する文化財というのは、国の文化財保護法に基づいて設置されてる県の文化財保護条例、それをもとにした遊佐町の文化財保護条例ということで、すべてその根本になっているのは国の法律である。だから一定の基準はあるし、それを満たさなければ指定にならないし、指定なった場合は正当な理由がなければ勝手に解除も改変もできないという非常に厳しい制約がつく。それに対して町内でジオパークの話が盛り上がっていて、観光客も来るからというような話では、何に依拠してこの水循環遺産というのを設けるのか、どういう観点でそれを分類するのかがわからない。

先ほど湧水関係でということで丸池も入るかもしれないということだったが、あれは文化庁による遺跡などの指定で史跡鳥海山の中に含まれている。同じように胴腹滝も県の里山保全条例に基づいてつくられたものの中で選定されている。町の条例で遺産にしたいということであるが、はるかに上位の法で既に対象にしているものを二重、三重に指定というのも実際あるかもしれないがどうなのか。

それから、胴腹滝のように上流に谷もなければ河川もないところに突然水が、しかも地下水があれだけ豊富に湧き出すというのは他のところでも大量の湧水があるが、ちょっとタイプが違う。火山山麓の一つの湧水の典型的なパターンであり非常に類稀な存在。それに対して横堰というのは人工的に作った水路であって、自然の

ものではない。しかし、その根拠にすべきなのは、湧水を何とか田んぼの水として使いたいというのがあって、200年前に当時の庄内藩が資金的にも人員的にも技術的にもかなりバックアップした状態で行われたのではないかと。農業水利の土木に関する非常に典型的な例として残っている。農業用の水ということで捉えれば横堰も胴腹もひとつながりというふうに考えられる。あとは箕輪の孵化場みたいに湧水だけでできている川があれば、それを水産で重要な鮭の孵化事業に使ってきたということで、産業に関わる水として同じ様に挙げられるのではないか思う。基本的には特定の固有の場所ではなくて、例えば「この地域の湧水群」みたいな形で取り扱うのが本来的であろう。そういうきちんとした観点で根拠になるものを示さないと、何かの事情でそれを取り消さなければいけなくなった場合、何を根拠にして指定して、何を根拠にして取り消したのかというのが全く分からなくなってしまう。そういう意味では、ジオパークに関しても同じような事が言えるのだと思う。

ある程度基準を設けるにしても、十分な時間をかけないとできないし、十分調査したうえで審議をするという説明があったが、ちょっとこれは短期間でこれを取り扱うのは非常に難しいと思う。先程、文化財保護法を例にとって話したが、ここで扱ってない分野をカバーする形であればある意味おかしくないのかなと。文化財保護法でカバーしてないのは、実はそういう湧水群みたいなところ。湧水群、もしくは湧水に住む生き物の集団みたいな物も扱っていない。ちょっと違った観点で選んでいかないとみんな同じものを指定する形になってしまう可能性がある。

■池田課長:我々も慎重に進めたいと思っているし、どう考えても時間を要するとの認識は持っているので、先ほども申し上げたとおり最低1年、場合によっては2年、3年とかかるかもしれない。ただ、条例設定から3年経過するので、いたずらに引き延ばす事は我々も許されない。ただ、観光振興の概念というのは我々は考えていない。これまで条例検討委員会での議論も戴いたが、指定のイメージについては、誰でも気軽に現地を訪れる事ができ、地元の皆さんからの適切な管理がなされている事、それから何よりも管理者の同意が得られる事がまず最低限基本ではないかというような話になっていた。また、鳥海山フォーラムという催し物が開催されたが、そこで紹介戴いた湧水等を中心に指定することになるというような話も出ていた。それで参考にしたい事例として、富山県魚津市の水循環遺産という先例がある。そこでは源流の山と水資源の森、河岸段丘、扇状地、湧水、溜め池、農業用水、分水施設、風穴などそういったものを指定している。その他に、熊本県熊本市の水遺産登録制度。これはずばり水に関わりの深い多様な地域文化を後世に伝えようという取り組み。

基準作りにも関係していくが、指定してから町として、どうやってそこを活かしていくのか。例えばの話、完全保全型でいくとか、管理を促していく、あるいは管理の一部費用を負担していくというような観点もあるかもしれない。まずは基準作りに傾注して作業を進めていきたいと思う。ただ今のご意見を今後の基準作りに生かしていければいいのかなと。

■本間委員:一般の方が例えば横堰を見て、これはすごいものだという事が果たして わかるのか。知っている人から説明を聞いて、なるほどと初めてわかる。だからこ

- の遺産を設ける時に、これを町民に周知するにしても、きちんと意味付けみたいなものを作っていかないと結果としては名前しか残っていかないと思う。
- ■池田課長:先程の補足にもなるが、資料4の計画の6頁。ここに記載してある内容では、指定に当たって純然たる自然ということに限定はしていない。人的なものも含めるというような考え方であり、それを行政、町民等による取組みとして、保全については協働を基本として推進するとある。また、活用については、地域文化の伝承及び創造を基本に広く情報を発信し、地域の振興と郷土愛の醸成を図っていくとある。これが考え方の端緒になっていくかなと思っている。
- ■本間委員:この審議会の委員として環境審議会の委員枠で出させていただいている が、先日行われた遊佐町環境審議会で27年度の取組み、その中の遊佐町環境基本 計画における取組み状況について説明があった。今岩石採取が行われている下を流 れている横堰には胴腹滝以外にも途中でいくつか湧水を水源とする沢が流れ込ん でいる。もし湧水に影響が出れば横堰にもその影響が出る可能性があるということ で、流量観測事業というのが環境基本計画の中に挙げられているのだが、データ解 析の受入事業者がいなくなったために観測を実施していないという事だった。今ま さに岩石採取をやっていて、もしかしたら地下水に影響が出るかもしれないという 状況の中で観測事業をやっておらず、それに代わる何らかの取組みもやっていない。 実は、以前に町の湧水関係の水文学を専門にしている先生によると、流量なんかは 機械的に測れるとのこと。機械を水の中に沈めておいて、水のあたり方とか深さが 変わった時の水圧を自動記録する、そういう装置が最近は随分発達しているそうだ。 継続的に観測をしてデータだけでも持っていれば、後々遡ってもそのデータが活き てくるのではないか。観測はもちろん調査も全くやっていなければ、何かあった時 にいつからこういう問題が出てきているのかわからない。その時に手を打たなかっ た結果が例えば水が涸れるみたいなことになる。そういう意味で言うと横堰の流量 調査とかはきちんとやっていただきたい。同じように白井の簡易水道も、町の水道 水源として地下から水を汲み上げているわけなので、水質検査の結果を公表してほ しい。横堰であれば流量に全く問題なし、水道水源になっているのであれば今のと ころは水質に関して全く問題なし、という様にデータ的なものを出して初めて今の ところは岩石採取の影響が直接出ていないと言えるのではないか。

先ほど場内で湧いた水について説明があったが、地下水は地下でつながっており、場内だけで問題が生じるわけではない。地下水の下流側にもその影響が大いに出る可能性がある。しっかりとデータを取り続けて、それを後世に公開すべくキチンとやっていただきたい。

あともう一つ。臂曲地区岩石採取事業監理委員会の開催状況の5回目のところ、横堰からの汲み取りと看板についてとあるが、どういう事か。

■髙橋補佐:資料6の5回目の委員からの意見・要望欄のところ。実は採取業者が夏場に採石を行ったときに風がないときなど場内に埃が舞い上がるため、散水車で水を撒いて埃を抑えようとしたのだが、その水を横堰から汲んでしまっていたということが後日発覚した件。農業用水の為に苦労して作った水路の水を、地下水脈を壊すかもしれないという事業の為に使われたことに対し、地元の気持ちを全く無視し

た行為であるとの事で、委員から非常に厳しい指摘があった。会社側からは謝罪があったものの、横堰組合からも、今後一切このような事がないようにと厳重に注意を受けている。それから看板については、ちょうど袋地の喫茶店のところからしらい自然館に上がる所の町道脇に会社側で看板を取り付けた件。会社側としては交通安全について再三指摘を受ける事から、運転手の交通安全の認識を高めるために看板を設置したいと事前に町道管理者である地域生活課の了解をとり看板を取り付けたが、喫茶店の方からは鳥海山の眺望を売りに営業をしている中、看板が視界に入ってしまうとの苦情があり、その分は撤去して戴いた。ところが、地元住民としては看板設置を要望した訳ではなく、景観を乱すような看板をつけずに他に取り組める交通安全対策を望んでいたため、事前に相談をしてもらいたかったとの意見が出されたところ。

- ■池田課長:水量等水位の変化等の調査経過観測については、その必要性を我々も十分認識している。つい最近になって、秋田に水文学の先生がいるとの事なので接触してみたい。将来の継続したモニタリング調査という事の重要性、意義も認識し、専門家による分析を行いたいと考えている。簡易水道の件については、原水、上水とも定期の検査をしている。その結果の公表は可能だと思う。いずれも地域生活課関連であるため、協議をしながら取り組んでいきたい。
- ■本間委員:最後に一つ、岩石採取に関連して。本来、山を降りて来るダンプにはそこで採取した岩石が載っている訳だが、逆に土砂を積んだ車が山を登っていくのを見たという話を聞いた。岩石の採掘現場に行くと想像を絶するくらいの深さで採取をしている状況。岩石採取が終わったあとは基本的にズリという岩を含んだ土石を埋めて整地しているが、場内の埋め戻しに使っているのは、間違いなく場内の岩石採取に伴ってのズリだけなのか。他から何かを運んできているということがあったらこれは大変な問題。そういう事実はないのか。
- ■髙橋補佐:土砂を積んだ車が登っていくというのは我々も確認している。しらい自然館を臂曲部落の方に上がっていき、十字路の手前の右側の柿畑が窪地になっており、そこを他の会社が土砂を埋めて整地していた時期があった。採石現場でズリ以外のものを埋めるというようなことは、まず考えられない。月1回の定期点検を行う場合は、相当前から日程を知らせているが、それ以外にも現場に行くことがあり、一応直前に了解を取って、抜き打ち的に行くこともある。また、車両の積載は7トンというふうに決めており、実際10トン車でも10トンまで積めるが、町道が7トンまでしかもたないため、7トン積んだ時の荷姿、岩石の積み具合を後ろから写真を撮って委員の皆様に提示して、これよりも明らかに多いというような時はすぐに通報して戴きたいとお願いしている。そういった事で地元の監視の目もある。委員のおっしゃるようなことがあれば完全な法律違反、罰則も相当厳しいものになる。
- ■池田課長:そのようなことはないと認識している。県と共同で指導監視体制をとっている訳で、その情報共有もしている。週一回の巡視、点検を昨年であれば31回やっており、我々も立ち入り検査や現場視察も行っている。違反行為がない事を確認しており、その報告内容も事業監理委員会に説明している。
- ■本間委員:もし岩石を取ったあとに残土みたいなものを入れて、そこから有害な物

質が地下に浸透すると本当に大変なことになる。万が一にもそのようなことがないのか非常に心配している。先程の柿畑の埋め立てについては、私の方でも直接確認させて戴く。

■畠中会長: そろそろ予定の時刻、ここで質問・要望等締め切ってよろしいか。それでは、協議を終了させて戴く。

8. その他

■池田課長:今後は、重要な取り組みの一つとして水循環遺産の指定の作業に入っていきたい。日程はお示しできないが、一定の基準案なりを皆さんから少しもんでもらいたいなという状況ができたら、あるいはそのもとでの候補地を精査してお示しできるような状況になったら会長名で招集させて戴きたい。貴重なご意見を頂戴し感謝申し上げる。これをもって遊佐町水循環保全審議会を終了する。

9. 閉 会

平成 年 月 日

会長(議長:畠中裕之) (署名)

平成 年 月 日

議事録署名委員(本間正明) (署名)

平成 年 月 日

議事録署名委員(佐藤仁) (署名)